

安倍政権と税制改革の論点**経済活性化に向けた税制改革へ
—総合課税でベンチャーへの投資後押し—**

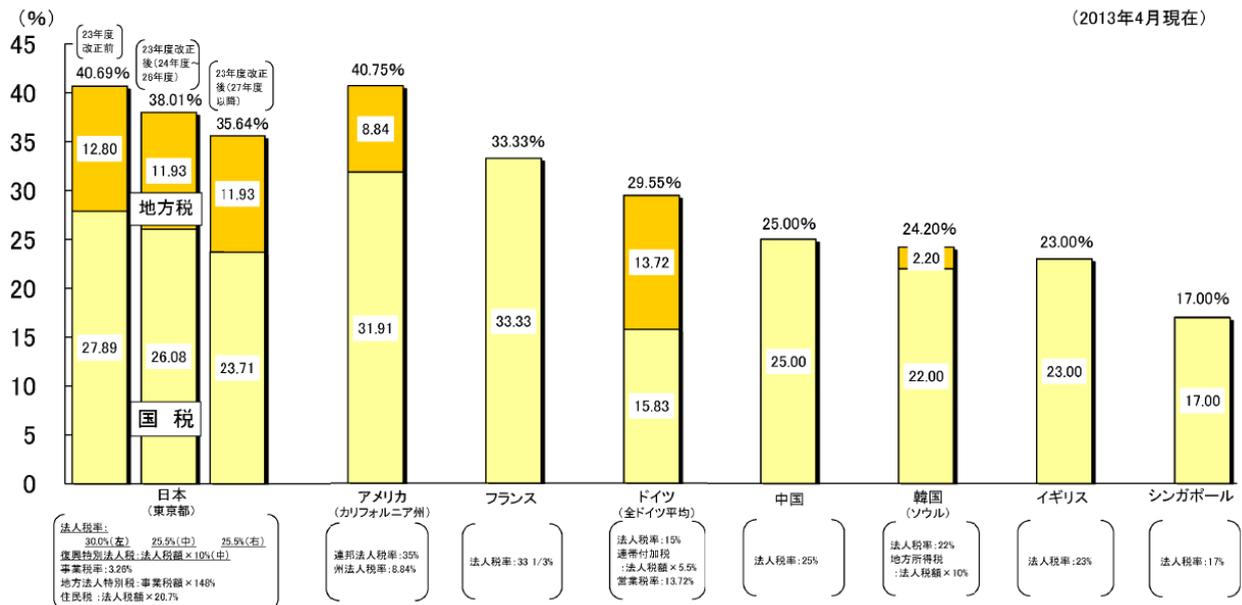
- ① 日本の法人実効税率は国際的に見ても高く、日本企業の空洞化の一因となっている。現在の日本の法人税は、重厚長大な産業の企業を優遇する仕組みになっており、新産業が育ちにくい状況である。租税特別措置等を見直し課税ベースを拡大することで財源を確保、経済を活性化させる法人税減税の検討がなされるべきである。
- ② 米系企業の巧妙なタックス・プランニングにより、日本企業は不利な状況に立たされている。タックス・ヘイブンを活用した租税回避を生まない国際的な制度の検討が必要だ。日本企業自身も、海外企業の租税回避行動により、国際競争力上、不利になっていることを認識する必要がある。
- ③ 約1600兆円の個人資産を投資として有効に活用するため、老後資金を自ら積み立てる場合に税制優遇をする日本版IRA（非課税年金貯蓄制度）の創設や、リスクテイクを促進するため合同会社（日本版LLC）にパススルー税制を導入する等、経済を活性化する税制改革が求められる。

**森信茂樹**中央大学法科大学院
教授**■国際的にも高い日本の法人税**

2014年1月22日、安倍首相はダボス会議開会式の基調講演で、法人税の実行税率引き下げに踏み込む考えを表明した。しかし、法人税改革はそんなに簡単ではない。昨年の成長戦略は、投資減税により法人負担の軽減につなげるという内容で、法人税そのものについてはほとんど議論されていない。2014年度税制改正大綱では、法人税については、「法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める」となっているが、これには条件がついている。つまり、「ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大」、「他税目での増収策による財源確保」の2つである。この条件の下で、法人実効税率のあり方について検討を進めることになっている。

法人所得課税の実効税率の国際比較を見てみる（図表1）。これは表面税率に損金算入のみを調整した税率であり、実効税率と言うより表面税率、すなわち法律で定めた法定税率と呼ぶ方が適当である。表面税率が復興法人税の廃止により35%まで引き下がった。それでも欧州諸国と比較すると5%程度、アジアと比較すると10%程度高い。どこを目標にするのか。

図表 1 法人所得課税の実効税率の国際比較



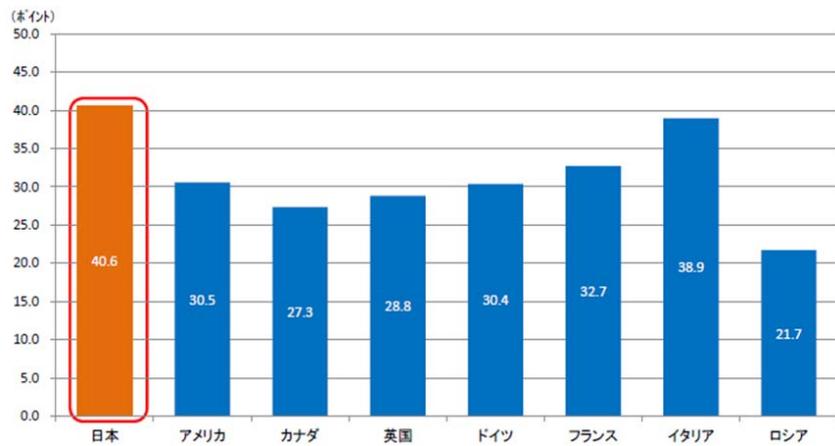
- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
- 日本の地方税には、地方法人特別税（都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される）を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
 - アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.1%、付加税 [税額の17%]）・市税（8.85%）を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
 - イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 - フランスでは、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税（法人税額の5%）を2012年より導入している（2年間の時限措置）。なお、法人所得課税のほか、国土経済税（地方税）等が課される。
 - ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率392%（2011年の全ドイツ平均値）に基づいた場合の計数を表示している。
 - 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として60:40）である。
- (出所) 財務省

日本企業は、どの国の企業と競争すべきなのか、また競争しているのか。それが欧州諸国であれば5%の引き下げで十分かもしれないが、アジアの国であれば10%の引き下げが必要となる。国際競争の状況を考慮すれば、10%を長期目標において、当面は5%引き下げを目指すことが一般的な考えではないだろうか。自民党の公約には、国際水準並みに引き下げるとだけ書いてあって、具体的な目標については記されていない。

企業が実際に支払った法人税額を分子、企業の税引き前利益を分母にした数字である法人実効税率を比較すると、日本企業の水準は40%を越えている（図表2）。表面税率では米国のほうが40%と日本より高いが、実効税率で比べると30%程度とわが国より低い数字となっている。これには様々な要因があるが、後で述べる米系企業の巧妙なタックス・プランニングが問題である。米国ではIT企業を中心に、巧妙なタックス・プランニングがなされており、実効税率は非常に低くなっている。

英国の民間シンクタンクが公表した政策提言「マーリーズ・レビュー (Mirrlees Review)」では、法人税率には3つの概念があり分けて考えるべきだといっている。1つは、平均実効税率である。ある企業が現地生産するか自国から輸出するのか、あるいはどこの国に法人を立地するかにも最も大きな影響を及ぼすものである。第2には企業の投資水

図表2 法人実効税率の国際比較



(注) 1.対象企業は、Nikkei225(日)、SP1200(米、仏、独、英、伊、加)、MICEX 指数(露)に採用されている企業のうち、財務データが取得可能な企業(金融・保険業及び税金等調整前当期利益若しくは法人税等がマイナス、もしくは従業員数の記載がない事業年度を除く。) 2.各国企業の税金等調整前当期利益を100とし、法人課税実負担及び社会保険料事業主負担をそれぞれ指数化して合算。

(資料) 経済産業省、法人税実負担については、Nikkei225、SP1200(以上 2008~2010FY)、MICEX 指数(以上 2007~2009FY)を用いて計算。

準に影響を与える限界実行税率である。そして最後は表面税率で、これは、どの国に利益を帰属させるかという企業行動に影響を与える。直接投資は、これまでは、工場を移転するというイメージがあり、税率が安いからといって簡単には移転できるものではなかった。しかし現在は、タックスプランニングにより簡単に利益の帰属先を選択することが可能になっている。

■タックス・ヘイブンを意識した法人税改革を

わが国は、どの法人税率を見直すべきなのか。安倍政権は投資減税を行うなど投資水準の決定を重要視しているようだ。しかし現状の企業の手元流動性の厚さから見ると、法人税減税で設備投資が大きく動くことはないのではないか。設備投資は、企業の中期的な経済への信頼感から動くものであって、減税が設備投資に直接つながるとは思えない。次に、立地の競争力という観点であるが、企業はコストの安い国・地域に工場を作って投資していることは間違いないので、平均実効税率の引き下げは必要なことである。加えて、タックスプランニングを誘発する表面税率の引き下げも重要な課題になってきている。日本政府は、表面税率の重要性に認識をもっと持つべきである。

有名なのは、米系多国籍企業がやっている「Double Irish with a Dutch Sandwich」と呼ばれているタックスプランニングである。これは、アイルランドとオランダの税制を組み合わせ、タックス・ヘイブんに無形資産からの利益を溜め込むスキームである。このスキームを活用することで、実効税率はきわめて低くなる。

我が国の対外・対内直接投資を見てみると、対外直接投資の1番はアメリカであるが、それ以降はオランダ、ケイマン諸島、シンガポール、香港とタックス・ヘイブンが並んでいる。対内直接投資では2番がオランダ、4番がケイマン、5番がシンガポールとなって

いる。わが国の直接投資はすでに、タックス・オリエンテッドの状況である。オランダからの対内投資というのは、オランダからではなく、その先に様々な国が隠れている。わが国もこのようなタックスプランニングの渦中にあるという認識の下で、法人税改革を考える必要がある。

■法人税改革から分かる地方分権の終焉？！

日本の表面税率が高止まりしている要因は、11%の地方税の存在である。国際的に見ると、単一国家というのは、基本的に地方税として法人税を持っていない。理由としては、選挙権が無いことや誰が負担するのかよく分からないので応益税としての地方税にはふさわしくないという事情があるが、法人税は国家戦略として考えるべきだという認識もある。

地方法人税については、2014年度改正で興味深い改正が施されている。それは、税源の偏在性の是正である。地方税である法人住民税を4.4%減税し、同率を国税に移譲した。税額総額では変わらない。税源を地方に移譲すればするほど、大都市に税源が集中し、税収の偏在が大きくなる。そこで、地方住民税を国税に移譲し地方交付税にすれば、財源調整の機能により、税源の偏在性が是正されるということである。今までの地方分権論とは逆行する流れである。こうした事実を見ていると、財源における地方分権論は終わったと言えるのではないか。

こうした改革が法人税改革にどういった影響を与えるか。税源の偏在は過去から継続している問題で、税収の安定を求める観点から、地方法人税を地方消費税と取り替えて欲しいという要望があった。そこで、法人事業税の半分は、将来の消費税引き上げ時には地方消費税として置き換えるということで、暫定的に地方法人特別税を作っていた。ところが、消費税引き上げに伴う増収分は全額社会保障に回すことになり、税源交換ができなくなった。そこで、法人住民税が国税へ移譲され交付税措置とすることで対応することとなった。消費税を10%へ引き上げる際には、法人住民税を地方交付税の原資にすることを更に進めるという。このような動きは、法人税改革のエネルギーを減退させてしまう恐れがある一方で、法人税の国の比重が高くなるため、国家戦略として法人税を考えることが可能になるというメリットもある。後者のほうが大きいかもしれない。

■新たな成長エンジンを誕生させる規制緩和・成長戦略を

法人税減税に伴う財源は「欧州諸国でも行われたような政策減税の大幅な見直し」である。具体的には、減価償却の見直しや繰越欠損金の制限などだ。租税透明化法の活用により、租税特別措置の抜本的な見直しを行ってはどうか。

「他税目での増収策」では、地方税の課税ベース拡大策として法人住民税の均等割を広げることが考えられる。特別措置が多い固定資産税を見直し、新築住宅や農地の優遇を廃止して税収を増加させ、これを財源に地方税を下げることも考えるべきだ。

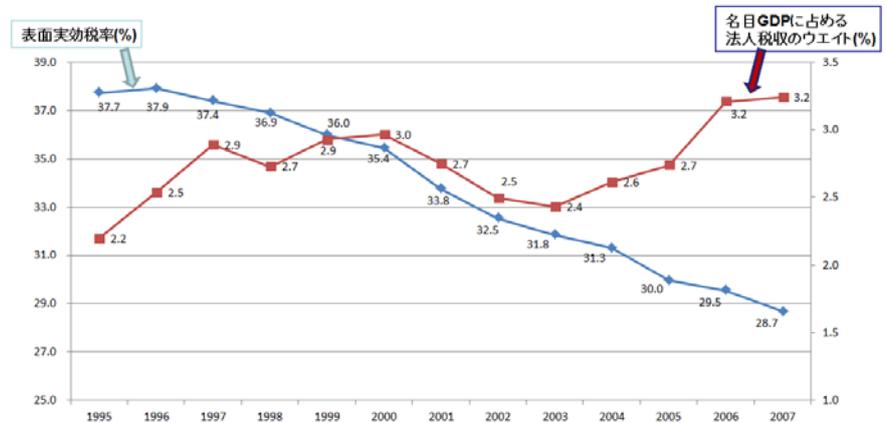
国の法人税の課税ベースについて詳しく見てみると、減収要因で最も大きいのは、欠損金の繰越控除で2.3兆円の減収が生じている。法人税は1%で約4000億円が変動するので、仮に欠損金の繰越控除を廃止すれば法人税を5%下げられるという計算だ。現在の法人税では、投資額が大きい重厚長大な企業は各種税額控除を活用することで、低い実効税率が

実現しているが、この点も見直すべきだ。米国では、レーガン政権第2期において、重厚長大な企業が受益していた租税特別措置、加速償却や税額控除を廃止し、表面税率を12%下げた。その結果、シリコンバレーで新しい産業が誕生し、今日の米国経済の成長エンジンが形成された。

欧州連合（EU）

15カ国では、この10年間で表面実行税率を10%程度引き下げた。しかし法人税収の名目GDP比率は逆に増加傾向にある（図表3）。これが「法人税パラドックス」と呼ばれている現象だ。この法人税パラドックスは、3つの要因に分けられるという研究結果がある。それは、課税ベースの拡大を同時に行っていること、個人から法人へのシフト、アントレプレナーシップの発揮による新規開業率の上昇の3つである。つまり、法人税パラドックスが生じるには、課税ベースの拡大、新規起業がおきるような規制緩和・成長戦略が大前提と言える。

図表3 実行税率と名目GDPに占める法人税収のウエイト
（対象：EU15カ国 1995年～2007年）



（資料）OECD Revenue Statistics 及び IMF のデータから 1995 年～2007 年における EU15 カ国の表面実効税率、税収額、名目 GDP 及び実質 GDP 成長率を抽出し、経済産業省にて作成

■法人税改革の実現には株価が鍵

外国人投資家の間では、アベノミクスの本命は法人税減税と言われている。法人税減税を実行すれば株高になるというストーリーだ。私の見方は逆だ。新興国経済不安や為替の環境変化で株価が大きく下がれば、安倍政権は法人税減税に動かざるを得ないだろう。逆に、株高が続けば、構造改革を伴う法人税改革は難しいのではないか。政権のキャパシティーから考えると、今後憲法改正の議論などが盛り上がると、エネルギーがとられて法人税の議論はあまりなされなくなってしまうだろう。それを打開する鍵が株価だということだ。

■米企業の巧妙なタックススキーム

先ほど述べたタックスプランニングの話をしたい。経済協力開発機構（OECD）で行われている BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源侵食と利益移転）の議論である。アップル社等が活用している「Double Irish with a Dutch Sandwich」を説明する（図表4）。これは、米国以外の市場で上げた収益をタックス・ヘイブンに移すスキームである。まず、アイルランドに二つの会社を作る。一つは知的財産権（Intellectual Property = IP）を所有するが実体がない A 社である。A 社の実体はバミューダにあるので、アイルランド

法制ではバミューダ法人となる。B社は実体のある会社で、米国以外の世界市場にコンテンツ販売を手掛ける会社である。次にA社、B社とは別にオランダに法人を作り、B社はこのオランダ法人を通してA社にロイヤリティを支払う。そうするとオランダ法人はEU域内なのでロイヤリティに関する源泉税がかからない。

問題は米国のタックス・ヘイブン対策税制である。タックス・ヘイブンで生じた利益については、米国の親会社に配当を還元したとみなして、米国の税率を適用する。しかし米国の法制である、納税者が法人／支店を選択できる

「Check the box rule」を活用して、A社とB社とは同一法人（本支店）とすることにより、これを回避することができる。タックス・ヘイブンに存在しても、実体があれば、タックス・ヘイブン対策税制が適用されない。こういうスキームをGoogleや大手製薬会社なども使っている。以前から米国議会で問題にされているが、抜本的な対策はなされていない。つまり、米国の知財戦略の一つであるといえよう。だから米国では法人税率が高くても、企業から不平は出ない。

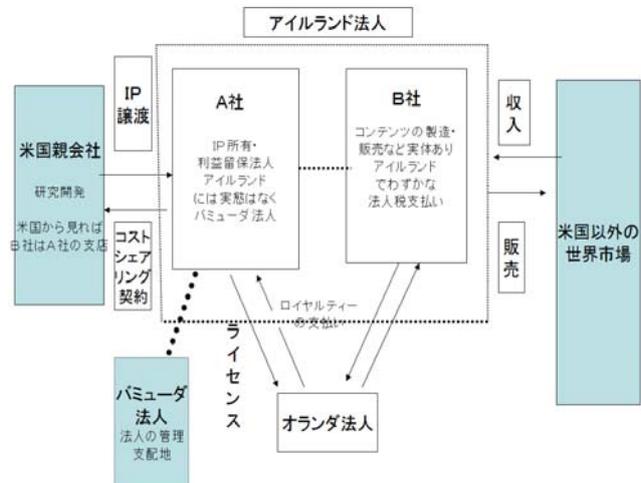
アマゾン等が展開する電子商取引は、日本人相手に日本のものを売っているが、日本にPEが無いので課税できない、あるいはPEに帰属する利益がわずかにならざるを得ない。これは何とか知恵を出して日本が課税できるようにすべきだ。

また、ハイブリッド・ミスマッチを利用した租税回避の防止についても検討が必要である。A国では組合（パススルー）、B国では法人といったハイブリッド事業体の問題である。これらの問題は、OECDの場で本格的に議論されるが、米国との関係から、効果的な対応策が見つかるわけではないだろう。しかし、日本の企業は、こうした米国企業に対して不利な状況におかれているという認識を強く持つべきではないだろうか。

■NISAから日本版IRAへ

日本経済が明るくなるような税制はないのだろうか。1つは日本版IRA（非課税年金貯蓄制度）である（図表5）。金融庁も規制・監督だけでなく、政策的なことに関与しているという流れから検討をしているものだ。約1600兆円の個人資産を活用するために、非課税の年金貯蓄制度を作るという話だ。年金制度は、公的年金ばかり議論されてきたが、企業年金・個人年金についても議論すべきだ。その最重要なことは、現在優遇されている企業年金等の税制を見直すことだ。拠出時、運用時、給付時全て非課税という現行税制は、日本のみであり、他国の制度は必ずどこかのタイミングで課税されている。このままでは、

図表4 Double Irish with a Dutch Sandwich

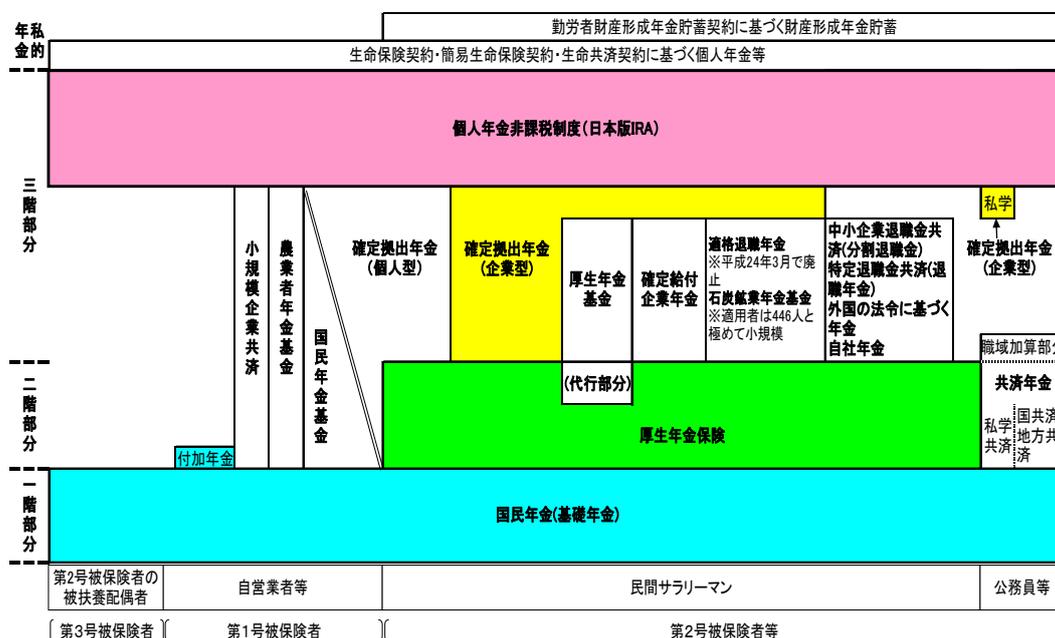


(資料) 講師作成

年金が増えていくに従って、税収が脱漏していく。そこで、税制の優遇度合いを落としながら、誰でも加入できる個人年金を整備していくべきではないか。

年金として新しい制度を立ち上げるには、他の年金制度との関係整理に時間がかかってしまう。そこで、少額貯蓄非課税制度（NISA）の拡充版として位置づけるという考え方もある。これまで「貯蓄から投資」の流れの中で、上場株式等の配当等や譲渡益に対する軽減税率があったが廃止され、激変緩和措置としてNISAができた。つまりNISAは暫定措置で、使いにくい制度設計となっている。これをよいものにして恒久化するには、「老後の資金を自分で貯める」という新しい大義名分が必要ではないだろうか。それが日本版IRAではないか。

図表5 日本版IRAのイメージ



(資料) 金融税制研究会作成

■ パススルー税制で投資環境の改善を

もう一つは合同会社（日本版 LLC）へのパススルー税制の付与である。今回の税制改正では、親会社から子会社を分離する際に8割を準備金として損金算入できるといった改正が行われている。しかし、もっと本格的な制度を構築し、ベンチャー事業などへの投資を促進すべきだ。米国には LLC（Limited Liability

図表6 日本版IRAにパススルー税制を事業体と法制・税制

| | 株式会社 | 合同会社 (日本版 LLC) | 有限責任 事業組合 (日本版 LLP) | 民法組合 | 匿名組合 | (参考) 米国 LLC |
|-------------------|------|----------------------|------------------------------|------|------|-------------------|
| 出資者の有限責任 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 機関設計・損益分配の自由性 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 法人格 | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| 組合課税 (パススルー税制) | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ |

(資料) 講師作成

Company) という事業体があり、出資者の有限責任や自由な内部規律、法人格があり、パススルー税制もある (図表 6)。損益分配を自由に決められ、損失が発生したら、他の利益と相殺できるので、投資家はリスクテイクしやすくなる。わが国の合同会社(日本版 LLC)にはパススルー税制が無いので、改組してはどうか。こうなれば、ベンチャーやファンドで活用される。アベノミクスの規制緩和を、こうした資金家が投資しやすい事業体を通じて実現することが重要ではないだろうか。

(担当：笠原裕作)

【もりのぶ しげき】

1973年京都大学法学部卒、大蔵省（現財務省）入省。主税局、東京税関長、財務総合政策研究所長などを経て、2006年から現職。東京財団上席研究員。法学博士